

福島県下JA限定



JA共済

新登場!



日常生活賠償責任特約

JAの自動車共済 早期継続キャンペーン

キャンペーン
期間

令和3年 **4.1** ▶ 令和4年 **3.31**

第1期 4/1~6/30

第2期 7/1~9/30

第3期 10/1~12/31

第4期 1/1~3/31

JA共済キャラクター
浜辺美波

自動車共済契約期間終了日の4週間以上前に
継続ご案内通知ハガキ等を持参の上、
ご来店された方の中から
抽選で合計**852**名様に素敵なプレゼント!!

A賞

摺上亭大鳥 優待券
30,000円分



各期3名様
合計12名様

B賞

リチウム
スティッククリーナー



各期10名様
合計40名様

W
チャンス賞

A賞・B賞に
当選されなかった方に!
アルミ付き
三層ブランケット



各期200名様
合計800名様

〈応募要項〉【応募資格】既にJAの自動車共済にご加入のお客さまで、JA自動車共済の継続ご案内通知ハガキ等を持参になり、契約期間終了日の4週間以上前にJA窓口・JA自動車共済代理店に来店されて自動車共済のグレードアップのお見直しを実施いただいた方。

※JA・代理店担当者による継続案内・相談・手続きの場合も含まれます。

【応募方法】下記キャンペーン応募用紙にご記入の上、お近くのJA窓口、担当のJAライフアドバイザー、または共済代理店にご応募ください。

〈抽選について〉厳正なる抽選の上、当選者の決定をいたします。なお、当選者の発表は賞品の発送、またはJA経由のお届けをもって代えさせていただきます。※ご応募・ご提供いただいた個人情報は、JA・JA共済連の事業および各種サービスのご提供・ご案内・充実等の目的以外には利用いたしません。また、JA共済は「個人情報保護方針」を定め、組員・利用者に関する情報の保護に努めております。

キリトリ線

		来店日(応募日)	年	月	日
フリガナ		性別	生年月日		
お名前		<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	(大正) (昭和) (平成)	年	月 日生 歳
ご住所	〒	お電話番号	-	-	

新登場!

日常生活賠償責任特約

日常生活における偶然な事故を保障します。

■ 共済掛金1,890円(共済期間1年間、一時払いの場合)

住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故や日常生活※に起因する偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に



最高2億円まで保障

※住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

自転車利用者に対して損害賠償責任保険の加入を義務付けている都道府県及び政令市

義務化
(25)

宮城県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、愛媛県、福岡県、鹿児島県、仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、福岡市

努力義務
(13)

北海道、茨城県、群馬県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、香川県、熊本県、千葉市、北九州市

車両諸費用保障特約

ご契約のお車が、車両保障の共済金が支払われる車両事故または故障により走行不能となった場合に発生するさまざまな費用について、以下の共済金をお支払いします。

車両諸費用保障特約



ご契約のお車が走行不能となり、JA 承認のレンタカー等を借りた場合にお支払いします。事故の日(※)から30日を限度に実費を保障します。代車費用共済金の日額(限度額)は、ご契約の車の用途車種に応じて「3,000円、5,000円、7,000円および10,000円」の4区分から選択できます。

※正当な理由があり、JAが承諾したときは、「修理工場等に搬入した日」から30日を限度に保障します。

積載動産損害共済金



車両損害を原因としてご契約のお車に積んでいる被共済者所有の動産がこわれた場合にお支払いします。

1回の事故について、200万円を限度とします。

宿泊費用共済金



ご契約のお車が走行不能になったため、緊急に宿泊(1泊)した場合にお支払いします。

1回の事故について、被共済者1名につき1万円を限度とします。

※飲食等に要した費用は含みません。

帰宅等費用共済金



ご契約のお車が走行不能となったため、公共の交通機関で移動した場合にお支払いします。

1回の事故について、被共済者1名につき1万円を限度とします。

※原則として車両損害が生じた時点から24時間以内に利用した場合に限りです。

※移動先はJAの承認する場所に限りです。

陸送等費用共済金



走行不能になったご契約のお車を修理後に運搬した場合にお支払いします。

1回の事故について、10万円を限度とします。

車両新価保障特約

ご契約のお車が事故によって修理不能となるなど損害を受けた場合に、車両共済金額ではなく新車価格相当額(ご契約のお車の初度登録後1年未満の市場販売価格相当額)をお支払いします。

ご契約のお車が修理不能※になった...

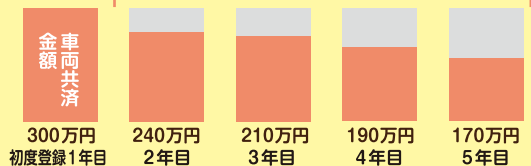


車両共済金額 170万円
新車価格相当額 300万円

特約あり

新車価格相当額

この差額部分も保障します。



※その他、修理費が共済価額(注1)以上となる場合と、修理費が新車価格相当額の50%以上となる場合(注2)にもお支払いします。ただし、盗難による損害を除きます。
(注1)ご契約のお車の価額として共済契約の締結時に協定した時価額をいいます。(注2)ご契約のお車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じた場合に限りです。

キリトリ線

JA記入欄

JANO.	支店NO.	取扱者区分	JA担当者名・共済代理店名	コード	管理者確認欄
		<input type="checkbox"/> LA <input type="checkbox"/> スマサボ <input type="checkbox"/> 共済代理店 <input type="checkbox"/> その他			<input type="checkbox"/>
グレードアップ提案の実施			<input type="checkbox"/>	継続前契約の終期日	年 月 日